

# 敦賀市デジタル企業誘致補助金交付要綱

## (目的)

第1条 本市への企業の立地を促進し、もってデジタル関連産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、新たに市内にオフィスを設置する市外事業者が高性能計算環境を利用する経費に対する補助金の交付について、敦賀市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) デジタル企業

AI、データ解析、ソフトウェア開発、クラウドサービス、XR、動画処理その他デジタル技術を活用した事業を行う法人（個人事業主を除く。）をいう。ただし、暗号資産の採掘（いわゆるマイニング）その他これに類する暗号資産の取得を主目的として計算資源を提供し、又は利用する事業を行う者は含まない。

(2) オフィス

デジタル企業が市内で継続して事業活動を行うため、物件を購入または賃借して使用する事業所をいう。ただし、単なる地域における販売店舗等は除く。

(3) 住所登録

当該オフィスを商業登記の本店又は支店として登記又は企業情報等において事業所在地として掲載すること。

(4) 高性能計算環境

GPUその他高度な演算を可能とする計算資源を備え、AIモデル開発、機械学習、データ処理、シミュレーション等に供する環境をいう。

(5) 高性能計算環境利用料

市内設置GPUサーバー等の月額利用に係る料金をいう。

(6) 市内設置GPUサーバー等

敦賀市と連携協定を締結している事業者が市内施設に設置し、自社の雇用者2名以上常駐させて管理運用しているGPUサーバー等をいう。

(7) 雇用者

当該法人が雇用する、雇用保険の被保険者であって期間の定めのない労働契約又は期間の定めが1年以上の労働契約を締結し、かつ、継続して雇用されることが見込まれる者のうち、市内に住民票を有し、継続して6ヵ月以上雇用されている者をいう。

(8) 事業開始日

市内設置GPUサーバー等の利用を開始した日をいう。

(9) 市外事業者

市外に本社を有する事業者で市内にオフィス等の拠点を有しないもの。

## (補助金の交付目的等)

第3条 交付目的、補助事業者及び補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

2 補助率及び交付限度額は、別表第2のとおりとする。

3 補助交付額は、別表3のとおりとする。

(他補助金との重複交付)

第4条 国、県及び市その他これらに準ずる団体の同種経費に対する補助金の交付を受け、又は受ける見込みがある場合は、補助対象外とする。

(補助金の指定申請)

第5条 補助金の交付の指定を受けようとする事業者は、敦賀市デジタル企業誘致補助金交付指定申請書(様式第1号)及びオフィス整備計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に関する添付書類及び提出期限は、別表第4のとおりとする。

3 市長は、指定の適否を判断するため必要があると認めるときは、各種補足資料の提出を求め、又はヒアリングを実施することができる。

(指定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、別表1から6に定める要件等を踏まえて、補助対象事業として指定するか否かを審査し、指定を決めた場合は敦賀市デジタル企業誘致補助金交付指定通知書(様式第3号)により通知する。

2 指定事業者は、指定通知日から1ヵ月以内に事業を開始し、事業開始届(任意様式)を提出しなければならない。

3 前項の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、指定通知の日から起算して6ヵ月以内に本市内にオフィスを開設し、住所登録を完了した上でオフィス開設届(任意様式)を提出しなければならない。

4 前二項の期限までに前提要件を満たすことが困難な特段の事情があると市長が認めるときは、当該期限を延長することができる。

(事業計画の変更・中止)

第7条 指定事業者は、指定内容に変更があるときは、敦賀市デジタル企業誘致補助金交付指定内容変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは必要な調査を行い、相当と認めるときは敦賀市デジタル企業誘致補助金交付指定内容変更承認書(様式第5号)を当該指定事業者に送付するものとする。

3 指定事業者は、事業を中止し、又は補助対象の要件を満たさなくなるときは、敦賀市デジタル企業誘致補助金補助対象事業指定辞退届出書(様式第6号)を提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付申請を行う者(以下「補助事業者」という。)は、敦賀市デジタル企業誘致補助金交付申請書兼実績報告書(様式第7号)を別表第5のとおり提出しなければならない。

2 当該年に係る補助対象期間は、事業開始日以後に本市内において要した高性能計算環境利用料のうち、別表第3に定める範囲とする。

(交付の決定・請求)

第9条 市長は、前条の申請に対し、書類審査及び必要に応じ現地調査を行い、別表第6に掲げる要件等を満たすなど適当と認められるときは、当該年分の交付を決定し、敦賀市デジタル企業誘致補助金交付決定通知書（様式第8号）により通知する。

2 交付決定の通知を受けた者は、敦賀市デジタル企業誘致補助金交付請求書（様式第9号）により請求するものとする。

(指定等の取消し・返還)

第10条 市長は、指定事業者及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定又は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 別表第6などに定める指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、指定又は交付を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく事業を休止し、廃止し、又は大幅に縮小したとき。
- (5) 市税を滞納しているとき。
- (6) 第6条第2項又は第3項に定める期限までに、オフィスの開設（住所登録の完了）又は事業を開始しないとき。
- (7) 事業開始日から起算して5年以内に、本市内における当該事業を廃止し、又はオフィスを閉鎖したとき。

2 前項の規定により指定又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、別表第6の定めにより補助金の返還を命ずる。

(証拠書類の整備・保存)

第11条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類とともに、交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事業状況報告書)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、毎年4月30日までに市長に事業状況報告書（任意様式）を提出しなければならない。

(補助事業者の責務)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後も、法令を遵守し、虚偽その他不正の手段をとることなく、適切にオフィスにおいて事業を行わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。